

一般社団法人前橋市薬剤師会

主催・共催・協賛・後援に関する規程

(目的)

第一条 この規定は、一般社団法人前橋市薬剤師会（以下、「本会」と言う。）が関与する「主催」、「共催」、「協賛」または「後援」の取り扱いに関して必要な事項を定める。

(定義)

第二条 この規定における用語の定義は、次の通りとする。

一 「主催」とは、原則として、催しの開催の主体となり、自己の責任においてその催しを開催することをいう。

二 「共催」とは、本会を含む複数の団体が催しの開催の主体となり、共同でその催しを開催することをいう。

催しの企画段階から、共催各団体間で内容、運営、経費負担等について協議を行うものとする。

三 「協賛」とは、他の団体が開催の主体となる催しについて、本会がその趣旨に賛同し、支援することをいう。

後援とほぼ同義であるが、後援とは異なり、協賛金等の費用負担を伴う場合がある。

四 「後援」とは、他の団体が開催の主体となる催しについて、本会がその趣旨に賛同し、支援することをいう。

支援の内容は、原則として名義使用の承認に限る。

(適否基準)

第三条 本会以外の団体等が主催する研究会、講演会、シンポジウム、セミナー等に関して「共催」、「協賛」または「後援」の依頼があったときは、次の1. に掲げるいずれかに該当し、かつ、2. に掲げるいずれにも該当しないことを基準として、個別に判断する。

1. 承認することができる場合

イ) 本会の資質向上に有益であると認められるとき。

ロ) 公益性があると認められるとき。

2. 承認できない場合

ハ) 営利を目的とし、少数者の利益のみを目的とすると認められる。

ニ) 運営方法が、公正でないとき。

ホ) 座談会のように、その対象が極めて限定されたものと認められるとき。

ヘ) 本会の趣旨に照らし、適当でないときと認められるとき。

(手続き)

第四条 共催、協賛、後援の承認を受けようとする者は、様式1. により事務局に申請書を提出する。

(承認)

第五条 第三条に定める基準に従って会長が判断する。結果は、様式2. をもって申請者に事務局より通知する。承認されなかった場合は、事務局より口頭にて申請者に連絡する。

(申請者義務)

第六条 申請者は、催しの終了後、速やかに参加施設数、参加人数、収支決算（前橋市薬剤師会費用負担ある場合）等を事務局に報告すること。

第七条 この規定の改廃は、理事会の議を経て総会により行う。

第八条 この規定の施行に際し、必要な事項は会長が別に定める。

附則

本規定は平成26年11月1日よりこれを施行する。